千代田区労協第55回定期大会

2010年度活動報告と 2011年度運動方針

はじめに

2010年の梅雨は、九州から中国地方に記録的な雨を降らせ、被害も小さくありませんでした。がけ崩れによる土砂で家が押し潰され、豪雨によって流されて亡くなったり、行方不明の人もいます。その報道を通じて、「深層崩壊」という耳慣れない言葉が飛び込んできました。

深層崩壊とは、長年かかってゆがんだ断層に水が入り込み、斜面崩壊時に表層部分だけでなく、深層の岩盤も崩壊する様子を指します。崩壊現場は深いところまで削られることから、規模は大きくなり被害も甚大です。2009年8月、台湾南部の小林村で台風の集中豪雨による大規模な深層崩壊が発生し、500人を超える人たちが一瞬のうちに呑み込まれ、深層崩壊の恐ろしさを見せつけました。

7月に行われた第22回参議院選挙は、唐突に始まった消費税増税論争に対して、有権者は 菅政権に "待った"をかけ、国会は「ねじれ」に戻りました。しかも今度のねじれは、与党が 衆議院で3分の2を確保していないことから再議決は不可能で、野党の協力なしに法案は成立 しないというかつてない政治的不安定状況を作り出しました。

この状況は、使いようによってはいい方向に向かう可能性を秘めています。悪法案が提出されたとき、それを規制することができるからです。もし衆議院で強行採決がなされる事態になったら、参議院でしっぺ返しを受けることになりかねないからです。しかし、自民党によって法案がさらに悪く修正される可能性もあり、予断は許されません。

いまこの日本列島は病気の巣窟状態に陥っています。ワーキングプアが 1000 万人を超えさらに増加、年間 3 万人もの自殺者、後期高齢者医療制度をはじめとしたお年寄りいじめ、障がい者をますます自立できなくする「障害者自立支援法」の存続、大卒のみならず高卒者でさえも職がないという "雇用難民"の増大、相変わらずの派遣切り、詰め込み保育に詰め込み教育などなど、惨憺たる状況は目をおおいたくなります。

目を転じれば、日米安保条約は制定 50 年を迎えました。そのもとで沖縄の普天間基地移転問題は「少なくとも県外」という約束を反故にされ、沖縄県民に犠牲を押し付け続けています。 痛みは分け合うものではなく、取り除くものでありそのたたかいは正念場を迎えています。

今回の参議院選挙は、これらの諸問題をどうするかが問われるものでした。結果、国民は民主党に「物言い」をつけたのです。それは間違いなく、深層崩壊の始まりです。昨年の総選挙で国民は自民党にノーを突きつけ、こんどの参議院選挙では民主党に "待った" をかけました。これらは国民がより良いくらしを求めていることにほかなりません。

貧困層をはじめ、国民の深層にどれだけ私たちの運動が食い込めるか。そこに到達したときこそ、現在の国民無視・アメリカべったりの政策に終わりを告げる「政治の深層崩壊」を起こすことができるのではないでしょうか。愚直と言われても、「いのち、くらし、平和、憲法」の旗をかかげ、前進しようではありませんか。

1、私たちを取りまく情勢の特徴について

私たちを取り巻く情勢、とりわけ労働者・国民を抑圧する動きを分析し、反撃する私たちの側の運動と運動の方向性について提案します。

約束した政策が守られない政治、政治とカネの問題が払拭されない事態が続き、国民が政治 不信に陥っています。そうした中で、ますます政治・経済のあり方が行き詰まっており、労働 者・国民の立場に立つ新しい政治・経済の方向性が求められています。

こうした観点から、私たちを取り巻く情勢を考えていきます。

1、経済・労働情勢について

(1)「新成長戦略」の危険性

政府は6月18日、「新成長戦略(『元気な日本』復活のシナリオ)」を閣議決定しました。

「新成長戦略」は総論で、「持続可能な財政・社会保障制度」が「雇用を創出」するととも に「経済成長の礎」になるとして、「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体性を強 調しています。

この中には、消費税率引き上げを正当化するための生活関連分野での歳出カットや、財政規律優先の社会保障制度見直しなど、自民党政権の経済、財政政策を焼き直した部分も少なくありません。さらに、地域間格差の是正や地域経済の安定に資する内需型経済よりも、大企業の産業競争力(国際競争力)強化を優先しており、この点でも自民党政治と全く変わりません。

「新成長戦略」での「強い経済」は一部大企業の国際競争力強化や、アジアへの投資増にと どまり、効果が国民に還元されないことが懸念されます。「強い財政」は消費税率引き上げに よる安定財源確保にはなりますが、大企業の法人税減税も予定しており、その穴埋めにしかな らないことが予測されます。国の責任が明確にされない「強い社会保障」は、医療、福祉、保 育などの営利化・市場化が強行される危険性があります。

また、同じく6月22日に閣議決定された「地域主権改革」では、国の行政サービス実施責任を極端に減らし、地域住民に自己責任を押し付けるものとなっています。まさに、「構造改革」への後戻りを宣言したのが「新成長戦略」だと言わざるを得ません。

来年度予算編成でも一律1割カットを打ち出したものの、「公共事業は削減しない」など、 従来の自民党政治と変わらない姿勢を取ろうとしています。国民が「構造改革」政治に審判を 下したにもかかわらず、また同じ道を少し形を変えて進めようとしていることに、怒りをもっ て反対していくことが強く求められています。

(2) 雇用情勢は一向に改善されず

政府統計によれば、2010年5月の就業者数は6295万人と1年前に比べ47万人も減少しています。有効求人倍率(季節調整値)は0.5倍です。6月の完全失業率(季節調整値)は5.3%となり、前月に比べ0.1ポイント上昇しています。完全失業者数は344万人と1年前より4万人減っています。

日本の非正規労働者の総数は、2010年に入っても 1800万人を超えています。年収 200万円以下の労働者は、相変わらず 1000万を超えています。就業者数の実に 16%となっています。

こうした状況は、民主党政権になっても一向に改善はありません。このことは、新しい家族を持ち、子どもを産み育てる世代が労働力の再生産ができないことを意味し、日本の未来社会にとって深刻な事態といえ、一刻も早い対策が求められます。

(3) 大企業中心の経済が国民・労働者を苦しめている

1997 年からの 10 年間に、大企業の経常利益は 15 兆円から 32 兆円に大幅に増えました。ところが労働者の雇用者報酬は、279 兆円から 253 兆円 (2009 年)まで大幅に減っています。利益は、大企業の内部留保となって、142 兆円から 229 兆円に急増しました。

この間、大企業は正規労働者の非正規労働者への大量の置き換え、雇用調整としての労働者 首切り・リストラ、賃下げ、下請け中小企業の単価の買いたたきなどによって、過剰な内部留 保として蓄積しています。

日本国内で労働者や中小企業から搾りあげたお金が、国民の所得や国内投資にも回らず、海外でのもうけに振り向けられました。このシステムが、内需・家計を減退させ、日本の成長を 止めてしまったといえます。

労働者・国民の利益を守るには、大企業の横暴がまかり通るルールのない経済社会から転換し、国民の所得を持続的に向上させるような内需主導型経済へ移行することが求められています。つまり、①正規雇用が当然②大企業と中小企業の公正な取引③食糧自給率の向上④社会保障を国の根幹とする⑤大企業・大資産家優遇税制を改め、軍事費などの無駄を削減する⑥地球環境に配慮した経済活動への転換――が求められています。

2、社会保障、増税問題について

(1) 社会保障の改善進まず

社会保障の役割は、貧富の格差を是正するという所得の再配分にあります。ところが、OECD(経済協力開発機構)17カ国の比較で、社会保障と税金による相対的貧困率の改善効果が最も小さいのが日本です。

社会保障の問題では、自公政権による社会保障費削減を、一刻も早く、少なくとも元に戻すことが必要です。しかし、民主党政権は、社会保障への対応について、増税で対応しようとしており、国民犠牲の上での社会保障改善は、問題があります。

(2) 社会保障財源目的で消費税増税図る

消費税増税、法人税減税問題が、参議院選挙の大きな争点になり、与党が手痛い敗北となりました。しかし、自民党、公明党、みんなの党など野党は、社会保障財源等の目的で消費税増税が不可避という立場です。この点で民主党政権は、大連合を呼びかけており、消費税増税問題は緊迫しています。

「ヨーロッパでは消費税率が高い」「財政再建や社会保障には消費税増税は必要」などの議論で増税しようとしています。さらに、10%にした場合、菅首相は、年収 400 万円以下の世帯に負担分を還付する考えを示しました。ただ、この世帯は国民全体の約半数を占めます。還付すれば税収が減り、使い道としている「基礎年金、高齢者医療、介護」にお金が回らなくなります。不足を補うために再びアップする可能性があります。

消費税増税は、中小企業の困難な経営状況に更なる打撃を与え、庶民の生活に大きな負担を強いるものであり、景気回復にも逆行するものです。消費税増税は、日本において内需拡大や景気回復に冷水をかける政策でもあります。低所得者ほど影響の大きい消費税増税は、社会保障の財源としては間違った政策です。

社会保障充実のためには、増税によらず、これまでもうけてきた大企業・大資産家への応分の負担、無駄な軍事費や公共事業費の削減などでの対応でできると考えます。

(3) 医療制度崩壊にまともに対応しない

「医療制度崩壊」について、現政権がまともな対応をしようとしていません。また、後期高齢者医療制度を撤廃することを公約しましたが、守ろうとせず、新たに「65歳以上の高齢者を国保に加入させたうえで、現役世代とは別勘定にする」という新たな差別医療制度を作ろうとしています。

つまり、国民の医療にかかる税金を何が何でも削減しようとしていることが明らかです。

医療費の窓口負担及び国民健康保険料も高すぎます。また、診療報酬は、抜本的な引き上げが求められます。国民が安心して医療を受けられるように、後期高齢者医療制度の廃止、国の負担を元に戻す、診療報酬の引き上げ、減免を拡大し、無保険者を解消する改革が求められます。

(4) 安心できない年金制度

2010年に入り、年金の業務は、日本年金機構という民間会社で行われることになりました。 公的年金制度は本来、国が責任をもってこそ、安定的な運営が確保されます。しかし、受託する企業が競争入札によって数年ごとに入れ替わる民間委託では、長期・安定的な運営は困難と 指摘され、年金の将来が案じられます。

「消えた年金」「消された年金」問題は国の責任で解決することが求められます。社会保険 庁解体を口実にした責任逃れや体制の縮小を許さず、国の責任で解決させることが重要となっ ています。

国民年金の未加入・未納・免除は4割、厚生年金も3割の事業所が未加入・未納など、年金制度の空洞化が進んでいます。多くの高齢者や女性が低年金に苦しんでいます。最低保障年金など安心できる公的年金制度の確立、専門的な経験や知識をもつ前社保庁職員の活用などで改善していくことが求められています。

(5) 安心して介護を受けられない介護保険制度

介護保険ができて 10 年がたちましたが、高すぎる保険料・利用料、施設数の不足により増え続ける特養ホームの待機者など、問題は解決されず、介護を苦にした痛ましい事件も続発しています。

介護保険の国庫負担割合を引き上げ、国と自治体による公費負担割合を増やし、高齢者の経済的負担を抑えながら、介護サービスの充実、家族介護の負担軽減、介護労働者の処遇改善を進めることが求められています。

3、労働者の権利侵害に対するたたかい

(1) 解決がみえてきた国鉄闘争

6月28日、最高裁判所において、「独立行政法人鉄道・運輸機構」との間で1047名のJR 採用差別事件の和解が成立しました。この和解は、原告904名に対し一人当たり約2,200万円 (総額約200億円)の和解金を支払うことで決着したものです。この和解の成立は、23年間 に及ぶ筆舌に尽くしがたいたたかいの結果でした。

国鉄分割民営化は、1987 年4月1日に中曽根内閣のもとで、この国を新自由主義・規制緩和「臨調・行革」路線を突き進む象徴として強行されました。当時、「一人も路頭に迷わせない」との中曽根首相自らの国会答弁や「組合所属による採用差別はおこなわない」との参議院での付帯決議がされていたにもかかわらず、分割民営化に反対していた7,000 名を超える国労や全動労などの組合員が新会社に採用されず、「再就職を必要とする職員」と称して3年の時限措置で国鉄清算事業団に移されました。さらに、1990 年4月に1047名(国労965名、全動

労 64 名、その他 18 名)の首切りが「2度目の解雇」として強行されました。23 年間にわたる 1047 名の不当解雇撤回のたたかいは、不屈な闘争であり、当事者とその家族の生活と精神的苦痛は計り知れないものがあります。

1047名の不当解雇事件は「国家的不当労働行為」であり、その解決をめざすたたかいは「労働運動再生の環」と位置づけられ、国民の公共交通機関であるJRの安全性を追求する運動と連動して進められました。裁判上の和解成立となりましたが、JR各社や関連会社への雇用はまだこれからの課題です。引き続き、JRへの雇用を実現させるためのたたかい、支援が求められています。

(2) 首切りに反対するたたかい

大企業の不当・不法な大量の「首切り」が後を絶ちません。それに対し、正規雇用及び非正 規雇用労働者などが労働組合を結成・加入し、解雇撤回、正社員化などを求めてたたかってい ます。

しかし、まだまだ、多くの人があきらめさせられています。

大企業の身勝手な首切りをやめさせ、雇用の責任を果たさせるためには、解雇規制を強化することが必要です。「整理解雇4要件」(①差し迫った必要性②回避努力③選定基準・人選の合理性④手続きの妥当性・労働者の合意)を法律として明文化して一方的な解雇を禁止し、裁判などで争っているときの就労権を保障する必要があります。

希望退職・転籍についても、本人同意・取消権、労働組合の関与などのルール化、解雇を目的としたいじめや嫌がらせを禁止し、人権侵害を取り締まることが必要です。労働基準監督署が、退職強要などを日常的に監視し、取り締まるようにすることも重要です。

労働運動は、目の前に突きつけられた「首切り」と「貧困」の課題にどう取り組むのかが問われており、社会問題・可視化していくことが必要です。「構造改革」がもたらした国民生活の困難が広がるもとで、大量の「首切り」に対して、憲法 25 条、27 条、28 条を生かした反撃のたたかい、企業に対し、憲法で保障された労働者の権利の完全実施を迫るたたかいが求められています。

(3)働くルールの確立が急務

労働者派遣法の「改正案」が、国会に提出されています。

しかし、政府が出した労働者派遣法「改正案」は、「製造業派遣や登録型派遣の原則禁止」を言いながら、「例外」という形で「原則容認」にするなど、重大かつ深刻な問題点があります。この「改正案」のままでは、派遣労働の現場は、これまでと同じような「使い捨て」がまかり通り、低賃金で劣悪な労働条件も改善されません。

ところが、政府は、労使で合意したことを盾に変える考えはありません。雇用は、期限の定めのない直接雇用、正社員が当たり前であり、労働者派遣は、臨時的・一時的な業務に限定することが必要です。

派遣労働者の雇用と権利、生活を守るには労働者派遣法を労働者保護法に変えていくことが求められます。民主党や大企業に迎合している連合が「改正案」を支持している困難な状況ですが、労働者の働き方にかかわる大きな問題として、国民世論を喚起し政治を変えていく運動が求められます。

4、平和、核兵器、憲法、民主主義にかかわる動きについて

(1) 日米安保問題について

2010年は、日米安保条約改定から50年になります。

歴代日本政府が、憲法9条も平和を願う国民世論も踏みにじって、従属政治を続けてきた大もとに、日米安保条約があります。日米安保条約は、今、世界とアジアの軍事緊張を高める危険なものとなっており、沖縄をはじめ日本各地で、「米軍基地」による被害がひろがっています。

日米安保条約は、同条約第 10 条の規定に従って、アメリカに「安保廃棄」を通告すれば、相手国の同意がなくても 1 年後にはなくせます。日米安保条約を廃棄し、アメリカとも友好的に対等につきあい、東アジアに平和的環境を作りあげていく展望をつくるために、国民的議論を起こす必要があります。

(2) 米軍基地撤去の運動は新たな反安保闘争

米軍基地は日本の総面積の0.6%にすぎない沖縄県に75%が集中し、沖縄本島の面積の18%、 県全体の10%を占めています。米国でもこれほど米軍基地が密集している州はありません。 横須賀基地や横田基地のように、首都圏に広大な米軍基地がおかれているのも、日本以外にあ りません。しかも重大なのは、これらの米軍基地が次々と強化されようとしていることです。

日米両政府は、日米安保条約を従来の枠組みを越えた「地球規模の日米同盟」へと大変質させ、「米軍再編」の名で米軍基地の強化、米軍と自衛隊の一体化を推進しています。「米軍再編」のねらいは、アメリカの地球規模の戦略に日本を組み込むところにあります。「日本防衛」とは無縁の海外遠征、「殴り込み部隊」の司令部機能や機動性が、陸・海・空・海兵隊の4軍そろって強化され、出撃・補給拠点として恒久化されようとしています。

沖縄・名護市への新基地建設、横須賀基地への原子力空母の配備、山口・岩国基地への空母 艦載機の移駐、神奈川・座間基地への米陸軍第1軍団司令部機能の移転などがそれです。この 「米軍再編」の日米合意をしたのは、自公政権ですが、民主党政権も日米同盟に捕らわれて基 地強化をすすめようといます。

菅首相は、沖縄県名護市の辺野古に巨大な米軍新基地を建設する日米合意を「何としても実現しなければならない」、「沖縄の負担軽減に尽力する」といいました。さらに、日米合意は、鹿児島県・徳之島や本土に米軍訓練の「分散移転」をするとしています。これは、沖縄に新基地を建設した上に、米軍訓練の被害と危険を全国にまき散らすというもので、自公政権時代よりも悪い方針になったといわなければなりません。

菅首相は、沖縄県民の「合意」がなくても、「理解を求める」などとして、ごり押しする姿勢です。しかし、この方針を強行すれば、県民の怒りの火にさらに油を注ぎ、「県内移設」反対がいっそう強まることは目に見えています。

政府は、住民の反対で徳之島への米軍訓練移転を断念する事態にもなっています。普天間基地の無条件撤去、新たな米軍基地を作らせない、撤去を求めるたたかいを、新たな安保反対闘争として位置づけ、日本における米軍基地撤去を強く求めた運動が求められます。

(3)核兵器廃絶の新たな動き――NPT再検討会議で一歩前進

5月3日から国連本部で、核不拡散条約(NPT)再検討会議が開かれました。NPT再検討会議は、5年ごとに行われていますが、今回の会議は、「核兵器のない世界」への機運が世界的規模で盛り上がるもとで開かれました。

同会議は最終文書で、「核兵器の完全廃絶に向けた具体的措置を含む核軍備撤廃」に関する「行動計画」に取り組むことで合意しました。とりわけ核兵器保有国に対し、核兵器廃絶への

「いっそうの取り組み」、「具体的な進展」を求めています。これらの確認は、重要な一歩前進といえます。

この方向が実るよう、地域、職場から運動を強めていくことが求められています。引き続き、 地域の69行動での署名・宣伝行動を広げていくことが求められています。

(4) 憲法改悪に反対して

2010年5月18日、改憲手続き法(国民投票法)が施行されました。改憲派からは「これで憲法改定のためのスタートラインに立った」との声も上がっています。しかし、この法律は、「投票年齢」を何歳にするのか、憲法改定の是非に関する国民運動の自由をどう保障するのか、「最低投票率」の要件をどう規定するのか等々、民主主義的な制度として当然備えるべき条項を欠いた、まったくの「欠陥法」となっています。

多くの保守政党は、「改憲」を旗印の一つにしていますが、こうした動きは民主党政権を巻き込んで、憲法改悪の「政界大再編=大連立」につながるものとして警戒が必要です。このような情勢のもとで、改憲派の策動を許さず、憲法が生きる社会をめざして、憲法闘争を強めることが求められています。

「九条の会」は今や全国に 7,000 を上回ってつくられています。改憲手続法をテコに改憲を めざす勢力が拡大されようとしている現在、労働組合が「九条の会」の運動の一層の発展に寄 与することが重要です。「千代田九条の会」と連携して、千代田平和集会などを実施していく ことが求められています。

(5) 民意狭める国会議員定数削減

国会議員の定数は、この 20 年のあいだに衆参ともに定数が削減され、現在では、衆院 480、参院 242 議席となっています。もともと日本の国会議員数は、人口比で比較すれば世界でも最下位クラスに属しています。ところが、今、新党を含めたほとんどの政党は、定数削減、特に比例定数削減を掲げています。

国会議員定数削減の理由として、国会議員も「痛み」を分かち合う必要がある、ムダを削減するためなどが挙げられています。しかし、削減されると、国民多数、多様な声が国会から締め出され、くらしや平和を破壊する政治が思うままに進められるようになってしまう危険性があります。国民の多様な声が反映できなくなる国会議員定数削減阻止は、民主主義を守る重要なたたかいです。

5、地球環境守る先頭に政府が立つべき

2009 年 12 月のCOP15 (国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議)では、地球温暖化の被害が取り返しのつかないレベルになるのを避けるには、産業革命前に比べて 2 度以内の気温上昇 (現在までにすでに 0.76 度上昇)にとどめることがカギであると言われました。

民主党政権の地球温暖化対策基本法案は、途上国を含むすべての主要国が大幅な削減に同意するという前提条件をつけ、それが満たされない限り、中期削減目標(2020年までに90年比25%削減)を設定せず、施行しないとしました。これでは、2013年以降の国際的枠組みづくりを外交でリードするどころか、成り行きを見て目標を決める姿勢です。

こうした姿勢では、これまで温室効果ガスを大量に排出してきた過去の事実や削減する能力からみて、先進国としての責任は果たせません。温暖化抑制に有効なルールをしっかり設定し、それにもとづいて中長期的な取り組みを進めることが必要です。

今こそ、国が先頭に立ち、温室効果ガスの排出量を減らしながら発展する経済社会へ本格的

に転換し、自然エネルギーの活用を大幅に拡大することが求められています。

6、政治情勢について

7月 11 日に投開票された参議院選挙で民主党は、改選 54 議席には届かず、44 議席になりました。非改選議席を含めた与党の議席は 109 議席となり、過半数 (121 議席)を大きく割り込みました。一方、自民党は改選 38 議席を上回り 51 議席になりましたが、比例代表は過去最低の議席になりました。みんなの党が初めての参議院選挙で前進し、共産党や社民党は議席を増やすことはできませんでした。

民主党と国民新党の連立与党の参院議席数(非改選含む)が過半数割れとなり、国会は再び、 衆院と参院で与野党勢力が逆転する「ねじれ現象」になり、与党の政権運営が困難な状況にな り、政治の不安定化の状況が現出しました。政府・与党は難しい国会運営を迫られているとし て、菅直人首相は政策単位で野党と連携する部分連合を模索していく考えを示し、続投を決め ています。しかし、民主党内の不統一さも表れており、政治の流動化が起こり得る状況になっ ています。

「自民党が生まれ変わる、そのことが軌道に乗りつつあることを評価いただいた」と谷垣自 民党総裁は言いました。どう生まれ変わるかははっきりせず、これまでの自民党政治の総括な しに、以前の保守としての自民党の政策、「構造改革」推進路線を進めるとしています。

みんなの党は、政策ごとの「部分連合」には応ずるとしていますが、参院のキャスチングボートを握り、政界再編に持ち込むことを基本戦略としています。いずれは時限的に解党することを明らかにしており、国民の要求実現よりも政界再編を優先しています。

選挙結果の全体は、公約を守らない民主党政権に厳しい審判をくだし、自民党へのやむない一部回帰と臨時的な受け皿としてみんなの党が議席を増やしたものと思われます。しかし、議席を増やした自民党の比例票が増えているわけではなく、国民の意思、選択の多様さが、比例区の政党別の得票率に表れています。引き続き国民が、自民党政治に代わるどういう政治をつくるかについて、模索の過程にあると思われます。

また、投票率が 57.92%と低い状況は問題です。その原因は、「政治は誰がやっても変わらない」とあきらめている国民や無関心層、日々の生活に追われ政治に関心が抱けない層、若年層などが多いことがあげられます。政治的に虐げられている非正規労働者や低所得者層が投票にあまり行っていないことも考えられます。労働者の立場に立つ政治に変えるには、こうした層が投票行動に立ち上がるような対応策が求められています。

無駄な財政を減らすこと、消費税増税には反対、内需型への経済政策への転換、沖縄県名護市・辺野古沖での基地建設反対、米軍普天間基地の無条件撤去などを国民・労働者が求めているにもかかわらず、そうした声を代弁している政党が増えていないことについて、選挙制度やメディアの大政党寄りの姿勢にも問題があると思われます。

また、今度の選挙結果は、憲法を守るといっている政党の票が減っていることも気になります。大連合による憲法改悪の推進が危惧されます。今回の選挙結果からみると、労働者の票が労働者の要求を掲げる政党に取り込めていません。労働者の要求を取り上げる政治勢力が国政での比重を高める必要があります。その点での労働組合の選挙闘争のあり方及び革新政党への要望についても、深めた論議をする必要があると考えます。

2、主な職場をめぐる情勢

(1) 国家公務員の職場

国公労働者にとって、「地域主権改革」や「国の出先機関廃止」、「2011 年度新規採用者数の 2009 年度比約 4 割削減」など、雇用・労働条件に深くかかわる閣議決定がなされた年でした。

「地域主権戦略大綱」について

政府は6月22日、「地域主権戦略大綱」を閣議決定しました。「地域主権」のスローガンで、この国の形を変える流れで「構造改革」路線の方針を進めています。

地方出先機関の見直しについて4月27日の地域主権戦略会議に出先機関改革の論点が報告され、5月24日に「原則廃止」という前提で公開討議が行われ、地方への移譲についてまとめられたのが、「地域主権戦略大綱」です。

人員の移管等は、出先機関で働く国家公務員労働者の雇用・労働条件に多大な影響を与える ものです。受け入れる地方自治体にとっては、いわゆる「玉突き人事」が懸念されるなど様々 な影響が生じるおそれもあります。

出先機関で働く職員が将来に不安を持つことは、行政遂行における安定性・専門性にも支障を来たし、公務・公共サービスを低下させることにもなります。使用者としての重大な責任を厳しく指摘するとともに、公共サービス基本法が成立していることからも政府として公務・公共サービスの拡充・強化を図るべきです。

今、政府が行うべきは、貧困と決別し、安心して暮らせる社会と人間らしく働ける職場など を求める国民の声に応えることです。

国家公務員制度改革基本法について

政府は、2009年の通常国会において国家公務員制度改革基本法を成立させ、その基本法に 基づく改革の検討の方向性や実施時期等を明らかにする「工程表」を決定し、「国家公務員法 の一部を改正する法案」を国会に上程しましたが、鳩山前首相の辞任で6月はじめから国会が 空転し、6月16日の国会閉会とともに、審議未了・廃案となりました。

昨年の国会では、自公政権が提出した公務員制度改革関連法案が廃案となっており、政権交 代のもとで、同種の法案が2年連続して廃案となるなど、「政治主導」で政権党いいなりの公 務員づくりをめざす法案であり、非常に大きな矛盾をもつものであることが明らかとなってい ます。

「国家公務員法等の一部を改正する法案」は、(1)労働基本権の回復を先送りしたままで、内閣人事局に使用者権限を集中することは公務員労働者の基本的人権を踏みにじる重大な問題があること、(2)人事院の機能を内閣人事局に移管することは第三者機関としてのチェック機能が失われるばかりでなく、公務員の管理統制が強められ、公務員の中立・公正性が損なわれ「全体の奉仕者」が名ばかりになる危険性があることなど、重大な内容を含んでいるものです。

私たち公務員労働者は、公平・公正・効率的な行政の確立と民主的な公務員制度の実現に向け、引き続き運動を強めるものであります。

社会保険業務に携わることを希望する、すべての職員の雇用保障を

社会保険庁改革が始まって6年。日本年金機構が今年1月に設立されました。

それに伴う内部の混乱も浮き彫りになりました。社会保険行政の解体・分割・民営化する「改革」は、国の責任を放棄し、社会保障を解体する攻撃に終始するばかりか、国民の不信と不満を逆手に、歴代政府の責任を棚上げにした社保庁バッシングを最大限に利用してすべての責任を多くの職員に転嫁し、民営化を推し進めました。

使用者である厚労省は、非常勤も含めたすべての職員の雇用確保にむけた具体的な施策を明らかにしなければならないといえます。あわせて第二の国鉄問題ともいえる、解雇撤回・雇用確保に立ち上がった仲間たちを支援する必要があります。

今後もわれわれは、基本的人権を尊重し、老後を幸せに安心して生きる権利を実現するためにも、国の責任において、専門的・安定的な公的年金が運営される仕組みを構築していくことを追求していくものです。

最低賃金と人事院勧告一体の運動で低賃金構造の打破を

菅内閣のもと政府は、「総人件費2割削減」を掲げ、公務員制度改革基本法や退職基本方針で、高年齢層の賃金抑制を可能とする制度を検討することが確認されました。

こういった動きのもとで人事院は、50 歳代後半層の職員の給与に一定率を乗じて引き下げる措置を検討していることを表明しました。

労働基本権制約の代償機関である人事院が政治的な圧力に屈するものであり、断じて容認できるものではありません。景気回復に向けて様々な「内需拡大」策こそを講じるべきであり、個人消費を低下させる「減額」は、政策の大きな矛盾です。

最低賃金と人事院勧告は、それぞれが互いに関連し、労働者の賃金を低水準に押さえ込む役割を担っています。労働者の賃金を底上げし、内需拡大につなげるためには、最低賃金の抜本的な引き上げと人事院勧告による公務員の賃金改善をめざす一体的なとりくみが求められます。

さらに、政府は5月21日一般職国家公務員の採用者数の09年度比約4割減の採用とする原則について閣議決定しました。国家公務員の定員は、「行政機関の職員の定員に関する法律(総定員法)」によって、業務量や行政需要の増大にかかわらず、その上限が法律によって厳しく制限されています。

充実した行政サービスを行うためにも、慢性的なサービス残業をなくす取り組みを強化しな ければなりません

(2) 地方公務員の職場——自治体「構造改革」の下で荒廃する職場と労働者

自治体「構造改革」は国民・都民生活だけでなく、自治体・公務公共関係労働者と職場に対しても深刻な被害を及ぼしました。過度な職員定数削減に加えて、「民間にできることは民間で」の掛け声に基づきアウトソーシングが急速に進み、専門性に裏打ちされた技術の継承は著しく低下してしまいました。また、仕事の忙しさと同時に「能力・成果主義」的人事制度の導入強化により、労働者の「やる気の喪失」をはじめとした職場の荒廃も深刻な状況となっています。

都政新報によれば「技術を捨て、現場を斬り、頭でっかちな事務管理の部門だけを巨大化させ」(本庁課長)、「会議はもはやなく、報告と伝達の会だけだ」(本庁部長)、「職員は疲弊し、ついに疲弊がトレンドになってしまった」(出先部長)。石原都政を支えているはずの幹部でさえ、こうした感想を述べているのですから、最先端で住民生活の向上を目指して奮闘している一般職員には職場の矛盾は一層深刻です。

メンタルヘルス不全も大変増えています。都総務局発表『安全衛生管理の状況』(平成 19 年度版)によれば、「30 日以上病気休暇等の理由」として「精神障害」が引き続き第 1 位と、全体の 53.3%、第 2 位の「新生物=がん」の 4 倍となっています。

千代田区では「安全衛生委員会」で産業医は当区のメンタルヘルス不全は 23 区の中で発症率がトップとなっており、「何らかの手を打たないと深刻な事態になる」と発言するなど猶予がないことを警告しています。

さらに、給与の面では人事院は「10人事院勧告」に向け、6月23日労働組合に対して、高齢層職員の給与抑制に向け具体的な制度検討をすることを明らかにした。その内容は、国家公務員のところでも触れましたが、50歳代後半の給与に一定率かけて、マイナス措置を行うとするものです。いま、公務員は踏んだり蹴ったりの状況にあります。

石原都政は、相変わらず傍若無人の政策をとりつづけています。築地市場の豊洲移転問題、オリンピック東京招致問題、君が代・日の丸処分問題など都民の血税を無駄に使い、民主主義に反する行為は目をおおいたくなる状態です。とりわけ、オリンピック招致には不正とも思われかねないカネを使い、都議会でも問題となりました。

さらに、存続を願う多くの都民の声を無視して、今年3月に清瀬、八王子、梅ヶ丘の都立小児 3病院を廃止しました。この暴挙の背景には、3小児病院の存続を訴えて昨年の都議選挙後に都 議会第1党となった民主党の対応問題があります。

閉院となった3小児病院ですが、施設そのものはまだ存続しており、3月の定例都議会には存続を求める請願・陳情がかけられ、6月都議会に継続審議扱いとなっていました。しかし都議会開会日直前の厚生委員会で、民主、自民、公明3党の反対で都民の願いは再度切り捨てられ不採択とされました。今後引き続き3小児病院の再開を求め、都立病院の民営化反対の運動を継続し、都民の医療を守る運動を広げる必要があります。

2011年はいっせい地方選挙が行われます。この選挙を地方の政治を考える機会にしたいものです。

(3) 大企業の職場

大企業の3月決算をみると、例えば、トヨタグループは前期比で1.6兆円の売上減にもかかわらず、当期純利益は6,000億円以上も増やしました。1兆円に達するといわれる下請け単価の引き下げや人件費の削減を柱とするコスト削減の結果です。一方で、当期純利益の8割以上を株主配当に、残りを内部留保に回しています。

配当については、大手銀行・保険など、大株主の上位 10 社だけで 620 億円を山分けしている計算になります。キヤノンは4兆円近い内部留保の中から 42 億円を取り崩して株主配当にあてています。このような、労働者に犠牲を強いながら、内部留保と株主配当のみを追求する大企業の姿勢が典型的に表れたものが、金融危機後の「非正規雇用切り」でした。ここへきて、ホンダなどでは期間工の採用を再開するなどしており、雇用の調整弁として非正規雇用を利用する大企業の姿勢はまったく変わりません。

2010 春闘でも、大企業の賃金抑制の姿勢が明確に現れています。日本経団連調査では、大企業 (一部上場、従業員 500 人以上の 113 社) の賃上げは平均 5,886 円 (前年比+128 円)・1.86%にとどまっており、高業績企業でも定昇の範囲に押さえ込まれていることが窺えます。同様に、夏季一時金 (一部上場、従業員 500 人以上の 163 社) は、757,638 円・前年比+0.55% となっています。2009 年夏季一時金が軒並み大幅ダウンであっことを鑑みれば、一時金も抑

え込みが続いていることになります。

このような、人件費の抑制を目的とする総額人件費管理は、深刻な職場の疲弊をもたらしています。人員不足のなかで短期業績の追求を求められる管理職によるパワハラやセクハラ、いじめ、過重労働と孤立感による中堅社員のメンタルヘルス不全、職業倫理の軽視による不祥事や不正等は後を絶ちません。さらに、非正規労働者へのしわ寄せに加えて、再雇用高齢者の条件切り下げなど、なりふり構わぬ人件費削減策を強行する例もみられています。

(4) 金融の職場

自民党政権の下、「金融ビッグバン」などと称して規制緩和を重ねてきた結果、米国発の金融危機が中小企業経営・国民生活に大きな影響を与えることになりました。にもかかわらず、投機的な金融活動に対する規制強化は遅々として進んでいません。民主党政権は、「貸し渋り・貸しはがし対策法」によって中小企業の返済猶予等を求めていますが、あくまで一時的な対処であり、金融活動の抜本的改革に繋がるものではありません。そのようななか、改正金融機能強化法によって公的資金が注入された金融機関では、労使交渉を経ないまま、労働条件の引き下げを一方的に「経営強化計画書」に記載して金融庁に提出するという事例も報告されています。

このように、金融の自由化路線を進める政策に支えられ、利益追求のみを優先する経営者によって、金融の職場では人員不補充、非正規雇用労働者への転換など、徹底的な人件費削減が続けられています。その結果、年休はもちろん、昼休みも十分にとれないなかでノルマが強化されています。なかには、年休取得日に出勤させる、違法な「幽霊出勤」も報告されています。

金融機関の不払い残業に対する是正支払い額は他産業と比較しても大きく、厚生労働省によると、2008年度では「金融・広告業」で100万円以上の是正支払いを行った企業は89社、総額34億7,111万円に達しています。春闘アンケートでは毎年、「仕事が定時に終わらない」「仲間と会話を交わす余裕もない」「お客さんからの苦情に対応できない」など、人員不足に苦しむ多くの声が寄せられています。そして、低条件のパートタイマーや派遣労働者抜きでは仕事が回らない体制が作られています。

同時に、一時的に自粛されていた金融リスク商品の販売が、再び推進され始めています。このような商品に販売ノルマを課される労働者の間では、仕事の達成感の喪失、顧客との信頼関係の低下、さらにパワハラの増加によって、メンタルヘルス不全が多発しています。賃金については、「ベアゼロ」が長期間続き、業績連動賞与によって一時金は減額された結果、モチベーションやモラールの低下が深刻になっています。

(5)マスコミの職場

◎新聞

日本経済の悪化は新聞社も直撃し経営を圧迫しています。それを糊塗するため新聞各社は人減らしを推し進めています。新聞・通信社の従業員は、99年の6万人から09年は4万9千人と10年間に1万1千人も減っています。一方で一人当たりの売上高は99年で4101万円、08年は4276万円と増えており効率は高まっています。

日本の総広告費は、09年でみると前年より 11.5%減の5兆 9222 億円(電通調査)となっており、1947年に統計を取り始めて以来最大の落ち込みとなっています。新聞広告はこの影響を受け、前年比7.9%減となり4年連続ダウンと厳しいものになっています。新聞社のもう一つの収入源である販売部数も低落傾向にあります。09年10月現在で新聞協会加盟121社の発

行部数は、5035 万部となっていますが、これは前年比 113 万部の減となっており *新聞離れ ** がつづいています。

新聞経営者は、これらの対策として人減らしを進めながら夕刊の廃止、印刷・輸送面での相互提携、ウェブや電子版の有料化、購読料値上げなどを行い、これまでの系列中心の "枠組み、を超えた施策が強まっています。夕刊廃止をみてみますと、08 年の「毎日北海道版」「秋田魁」、09 年には「沖縄タイムス」「琉球新報」「南日本」「北日本」と続き、今年に入って朝日の「佐賀、大分版」「岩手日報」が廃止しました。

新聞印刷に関して、これまで各社が独自におこなっていたものを「協同印刷」への移行が目立っています。朝日新聞と新潟日報、朝日新聞と中日新聞、毎日新聞と新潟日報、読売新聞と北日本新聞など、提携が強まっています。これは輸送費を軽減する上で有効であり、今後ますます進むことが予想されます。かつて新聞社本体の印刷部門を別会社化し大問題になりましたが、新聞社どうしのこのような提携は、印刷部門の再編といえそうです。

紙面への国民・読者からの批判は絶えません。新聞は本来的に『反権力』を貫く使命を負っています。しかし現実は『半権力』としか思えない報道に多々、接します。放送や出版も含めて、メディアが本来の姿を取り戻すよう、監視を強める必要があります。その一環として、「メディアにモノを言う」取り組みを強めたいものです。

◎出版

1996年の総販売金額2兆6,563億円をピークに、10年を超えるマイナス成長が続いています。昨年は、2兆円を確保したとも下回ったとも言われています。今年の $1\sim3$ 月期累計でも前年比3%強のマイナスのようです(出版科学研究所調査)。

雑誌の不振は相変わらずで、広告収入の減少が止まらず、経営状況の悪化を招いています。 さらに、金額ベースで見た返品率も、書籍 40.6%、雑誌 36.2%となっており構造的な問題を 抱えていると言えます。

このような状況を反映して、出版労連内でも 2010 年春闘では、定昇のみの回答が 20 単組から 25 単組に増えました。単組平均で、賃上げ・一時金とも下がり続けています。

一方で、iPad やキンドルのような電子ブックリーダーの登場により、電子書籍などのデジタル化がより一層進むことは必至です。これまでの出版社・取次・書店・印刷・製本といった執筆者と読者を結ぶ産業構造が大きく、急激に変わる可能性があることを認識したうえで、出版業界の起爆剤となるのか、あるいは格差の拡大を招くのか、注視する必要があります。

◎民放

民放労連は「放送の明日をつくる 10 春闘を!」をスローガンにたたかいました。要求基準として「有額ベアの獲得」「誰でも最低1万円以上の賃上げ」「最低賃金協定の締結」を掲げ、正社員はもとより、非正規未組織の放送労働者の生活水準の引き上げを強調した取り組みを提起しました。回答を引き出したのは107組合7支部。しかしながら民放経営の多くは先行きの見通しの悪さを理由に定期昇給のみの回答が目立ちました。また、経団連の提唱する「定期昇給制度の見直し」を先取りするように日本テレビでは新たな賃金制度の導入が提案され、日本テレビ労組は全面拒否の方針で撤回させるたたかいを続けています。

総務省がアナログ放送の終了時期としている 2011 年 7 月まで 1 年を切りました。しかし受信障害対策や共同住宅の強調設備のデジタル化には尚厳しい問題が残されています。自力で受信機やアンテナの設置が困難な弱者対策など様々な課題への具体的な解決策も急がれます。地

デジ難民を発生させること無くデジタル化を完了させるため、より一層の具体策を政府・総務 省に求めていきます。

(6) 中小企業の職場

大企業が儲け、国民の生活、消費購買力が低下するなかで、中小企業、自営業者の業績は厳しい状況となっています。中小企業白書によると、2009年10~12月の経常利益は前年同期比で増加しているが、人件費を抑制せざるを得ない状況が続いており、2009年の設備投資は前年比で約4割削減が予想されるとしています。また、自殺者は年間3万人超で推移していますが、そのうち約2万人が自営業といわれています(2008年)。

帝国データバンクによると、2010年上半期の「不況型倒産」の合計は4969件で、前年同期比12.1%減となったものの、不況型の割合は83.0%に上昇しました。不況型の割合は、2006年上半期以降増え続けています。また、同4月報では、中小企業の倒産は957件で全体の99.5%、小規模企業は812件で84.4%を占めています。

登記証書作成等の窓口業務を受託している民事法務協会では、市場化テストによる昨年 12 月の入札では 42 局中 8 局しか落札できませんでした。来年は、職員 770 人のうち 400 人が異動、退職の対象になります。なお、13 局で予定価格を割ったため、うち 7 局で落札した業者が辞退する事態となっています。

日本ケミファでは、GE医薬品使用促進政策の追い風を受けて、増収、黒字決算であったにも拘らず、目標未達を口実に定昇を見送りました。黒字確保のために経費削減の徹底しか政策が出せない状況です。

キャラバンでは、業績悪化を受けて 21 名のうち 11 名の指名解雇を行ないました。人を 減らせば利益が出るという発想ではなく、本業で利益を出すことを提案、一時金 1 ヶ月の 回答を引き出しました。

酒・食品中堅卸の三陽物産では、大手の安売り競争で中小の売上はさらに減少し見通しのない状況になっており、経営は冬一時金の切り下げを表明しています。適正な利益を確保する、公正取引の運動が必要です。

富士エレベータでは、約6年前は倒産に近い、賃上げも一時金もない状況でした。その後、売上は横ばいですが、人員自然減と経費削減により、本年度は平均4000円の賃上げ、せめて年間2ヶ月との要求に対して年間1.65ヶ月の一時金を獲得しました。

(7) 医療の職場

10年ぶりの診療報酬引き上げ

医療崩壊の立て直しと、医療従事者の処遇改善の必要性を唱えてきた民主党は、診療報酬の引き上げを政権公約に掲げて政権交代を実現しました。長妻厚労大臣は、当初3%程度の引き上げを言及していましたが、財界や財務省の抵抗を受け、最終的に0.19%(700億円)の総体引き上げで決着しました。10年ぶりのプラス改定という点は率直に評価しつつも、この10年の間に削られた医療費の合計は13兆円にものぼっており、医療崩壊を食い止めるにはあまりにも微々たる引き上げ言わざるを得ません。

2009 年 6 月 1 日現在、保険料(税)滞納世帯は 445 万 4 千世帯で加入世帯の 20.4%と、 2 年連続で 2 割を超え、前年比 0.2%増で厚労省が把握している 1998 年以降ではもっとも高い割合です。短期証明書にされた世帯が 120 万 9 千世帯 (3 万 3 千減)、資格証明書にされた世帯が 31 万 1 千世帯 (2 万 8 千減)、合計 152 万世帯で、加入世帯の 7.1% (前年比 0.2%減)

でした。

保険料の収納率は全国平均で前年度より 2.14%低下し、88.4%となり、国民皆保険となった 1961年以降で最低でした。保険料が高すぎる上にこの間の景気悪化の影響とされています。後期高齢者医療制度は 08年4月1日から実施されましたが、09年6月1日時点で保険料滞納は一部滞納も含めて 28万人で被保険者の 2.08%にのぼりました。日本医療政策機構の調査では、がん患者や家族らが治療費に投じている費用は年平均 133万円で、7割が高額な治療費の支払いに負担を感じており、転移や再発患者の 13%が治療を変更している現実があります。

医者は増えても、現場は健康破壊

厚生労働省の 2008 年調査によれば、医師総数は 28 万 6699 人で、人口 10 万人対医師数は 224.5 人となり、2006 年調査にくらべ 7.0 人増加しています。また、文部科学省は、2010 年度の大学医学部入学定員を国公私立合わせて 360 人増やし、8846 人にし、この 3 年では 1221 名の定員増が行われました。しかし、定員増に見合った教育環境の整備や教員増が必要になっており、一学部で必要な臨床教員数は 647.5 人(全国私立大学平均、全国医学部長病院長会議、「医学教育委員会・カリキュラム調整専門委員会調べ)とされています。また、財務省が都道府県ごとの医師数を独自に指標化し、人口と面積を基準に算出した指数は、最大の東京は 3.19で、大阪 2.43、神奈川 1.53 と続き、指数が低いのは茨城 0.70、岩手と青森は 0.74。茨城は東京の 4.55 倍の格差があるという計算になっており、地方の不足が深刻な実態が浮かび上がっています。

その一方で、看護職の健康は蝕まれつづけています。日本医労連が 09 年 11 月~ 1 月にかけて実施した「看護職員の労働実態調査」(27,545人)調査結果では、「慢性疲労」は 73.5%、「健康の不安」は 61.8%にもなり、約 7 割が仕事での「強い不満、悩み、ストレス」が「ある」と答えています。そうした中で、約 6 割が何らかの薬を常用しており、「鎮痛剤」 29.0%、「ビタミン剤」 19.0%、「胃腸薬」 17.6%、「緩下剤」 11.1% と続き、「睡眠剤」 6.9% (1,913人)、「安定剤」 4.3% (1,194人)、「抗うつ薬」 1.3% (350 人) もありました。さらに、妊娠時に「順調」であったのが 22.4%でしかなく、「切迫流産」が 20 年前と比較して 10%も増加し、34.3%もありました。「流産」も、1988 年の 3.7%から、1997 年に 5.8%、2009 年には 11.2%へと 7.5 ポイントも増加。一方、妊娠時の夜勤免除を受けていない人が、3 分の 1 もあり深刻な実態が次々と明らかになりました。

このようななかで、看護師の約3分の2がサービス残業に従事し、業務前の残業ではほとんどが請求されていません。年次有給休暇は、3割以下が52.8%で「全く取れなかった」も9.4%もいます。過密労働のもとで、「十分な看護ができている」は僅か8.8%、仕事を辞めたいと「いつも思う」21.7%と、「ときどき思う」57.6%と合わせると79.3%、理由は、「人手不足で仕事がきつい」46.1%、「賃金が安い」37.0%、「休暇が取れない」35.4%「夜勤がつらい」30.5%、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」30.5%となっており、心身ともに疲れ果てて辞めざるを得ない実態です。夜勤実態調査でも、「2交替制夜勤」、特に16時間以上の長時間夜勤が急激に増加し、2交替のみと3交替との混合をあわせて38%の施設が導入しており、66.4%が16時間以上でした。50床あたりの看護職員数は、3交替、2交替とも増加していますが、看護師確保法・基本指針に抵触する9日以上の夜勤が22.8%、2交替の4回以上が27.5%でした。看護師の過密労働は悪化の一途をたどっており、早急な改善が必要です。

(8) JRの職場

新政権のもとで、昨年暮れから今年にかけて政治の場でJR不採用問題解決の動きが本格化し、昨年12月25日、民主・社民・国民新党の与党3党から鉄道・運輸機構に対し、当事者と和解に向けた話し合いに応じ、人道的立場から不採用者の雇用・年金・解決金について協議するよう要請が行われました。

年が明け、2月16日に日比谷野外音楽堂で開催した「JR不採用解決へ! 2.16中央集会」には、全国から4000人が集結し、政治解決の最終局面に向けた確信と決意を確認しあうことができました。この集会は政治解決への大きな足がかりとなりました。

3月18日、与党3党と公明党の4党で『国鉄改革1047名問題解決にむけて(申入れ)が、前原国土交通大臣に提出され、4月9日に4党と政府の協議の結果が「4者4団体」に提示されました。内容は①原告910世帯を対象に総額142億円の和解金を払う②4者4団体に団体加算金58億円を支払う③解決にあたって、JR北海道、九州等の各社を中心に200名程度の採用を要請し、その他の雇用について政府として努力する——というものでした。

国労と「4者4団体」はこの解決案を受け入れることを表明、6月28日に最高裁第三小法 廷において和解が成立しました。成立はしましたが、雇用問題については課題が残っており、 ひきつづいて取り組みを強める必要があります。

09 年 9 月、5 年まえの福知山線事故で、JR西日本の社長(当時)以下役員が、事故調査委員会の元委員長に接触し、情報漏えい等働きかけや資料提出不備、意見聴取会における公述人の依頼を行っていた事実が判明しました。2008 年 9 月にはJR東日本の信濃川発電所で不正取水が発覚し、翌 09 年 3 月に水利権を取り消されました。このような不祥事は地元自治体や住民、利用者や株主への大きな損失であり、失った信頼もおおきなものがありました。

安全宣言を発しても一向になくならない重大事故や輸送混乱。さらには悪質な法令違反行為が表面化するとともに、内外から批判を浴び、公共交通としてのJRの姿勢が社会的に問題となっています。

JR東日本では、この間の景気の低迷や高速料金の引き下げなどにより、減収減益の決算となっているが、09年度の第3期純利益は1086億円にのぼり、安定した経営体力に変わりはありません。その反面、労働者分配率は03年の52.38%から08年度には46.11%と、この間10ポイントの減少があり、また、従業員もこの5年間で5700名の減となっています。

その反面、内部留保金が3兆1千億円を超えるなど、この間の利益が契約社員や委託社員など労働者への「人員削減」にあることは明らかです。ワーキングプアなど低賃金不安定労働者が大きな社会問題となっている現在、労働者に還元する取り組みが強く求められています。

国鉄闘争を支えてきた「国鉄闘争を勝利させる千代田・中央区行動委員会」は、学習会や交流会を重ねてきました。2月6日には都心の鉄道施設や史跡をめぐるツアーに取り組みました。千代田・中央両区の仲間25人が集まり、学び交流を深めました。行動委員会はひきつづいて雇用問題の推移に注目し、必要な支援を行うことにしています。

3、たたかいの課題

(1)賃金引上げのたたかい

国民春闘共闘の集計 (7/2 現在) によれば、今年の賃上げは平均 5,771 円 (377 組合、過重平均) で前年比-155 円、でしたが、「前年の水準を維持」と評価しています。規模別では、100~299 人の中小組合が前年比+148 円の他は全てマイナスで、300~999 人、1000 人以上の組合が-200 円以上の減少となり、全体(前年比-155 円) に影響を及ぼしています。単産別では、マスコミ、印刷関係が「減額傾向が色濃い」と評価されています。

連合の集計 (7/20) では、平均 4,805 円 (4,061 組合) で前年比-43 円でした。連合のうち、中小共闘は平均 3,729 円で前年比+107 円ですが、賃上げ額は大手に比して低額となっています。

一方、日本経団連の集計 (6/10) によれば、大手 (一部上場、従業員 500 人以上の 113 社) は平均 5,886 円で前年比+128 円、中小 (従業員 500 人未満の 752 社) は平均 3,824 円で前年比+338 円で、前年比では中小が健闘しているものの、やはり賃上げ額そのものは中小で低くなっています。

なお、飯田橋労基署(東京労働相談情報センター飯田橋)の調べでは、管内(千代田、中央、 新宿)の賃上げは平均5,466円(前年比-216円)でした。

連合の賃上げ額は国民春闘共闘より1,000円近く低く、大組織、闘わない組織での苦戦を反映しているといえます。

全体的に、賃上げ額は前年比で中小ではプラス、大手ではマイナスですが賃上げ額そのものは大手が中小より高く、賃金テーブル(定昇の制度)がしっかりした大手では、定昇分により一定額の賃上げを確保できていると考えられますが、逆にいえば、各集計の3000~5000円台という額からも、賃上げが全体としてベースアップのない定昇の範囲内に抑制されていると考えられます。

千代田区労協では、ベースアップを勝取った組合はほとんど無く、麹町ブロックでは実教出版のみ、神神ブロックではケミファでは定昇も見送られた状況、新聞ではベースアップは東京新聞のみ、出版労連では定昇のみの単組が20から25に増え、公務の職場では人勧凍結はおろか公務員制度改悪により55歳以上で賃金2割カットの導入が画策されています。千代田区労協では運動方針に「賃金要求相互支持共同追求運動」を掲げていますが、改めて、各職場や官民の賃金、生活の状況を出し合い、交流する必要があると考えます。

私たちを取り巻く情勢でも述べられたとおり、ここ 10 年で大企業の経常利益、内部留保は 大幅に増大し、労働者は不安定雇用層、貧困層が増加し、組織労働者も賃上げが定昇の範囲以 下に抑えられ、労働者の賃金全体が大幅に低下していますが、交流を通じてこの状況を実態と して再確認し、私たちの生活のためにも、内需主導の経済回復を進めるうえでも、確信をもっ て賃金引き上げの闘いに取り組む必要があります。

(2)全国一律最低賃金のたたかい

7月2日に長妻大臣が中央最低賃金審議会への諮問の際、生活保護との解消、2020年までできるだけ早い時期に全国最低時給800円を確保し、状況に配慮しつつ全国平均1000円を目指すと発言しました。

そして、中央最低賃金審議会の小委員会は8月5日、2010年度の地域別最低賃金について、

全国平均で時給を15円程度引き上げて728円程度となる目安を決定し、6日に審議会はその内容を厚生労働大臣に答申しました。昨年の平均7~9円を大きく上回り、41県で10円、生活保護の給付水準を下回る12都道府県で13~30円の引き上げ(逆転の幅の大きい東京都や神奈川県では30円。京都府は15円、大阪府と埼玉県は14円で、北海道は13円。)としており、地方を二桁台の引き上げとしたのは異例とのことで、青森、秋田、埼玉、千葉の4県で逆転が解消される内容です。

この目安の提示を受け、東京都では8月23日に東京地方最低賃金審議会が時給821円(現行791円)を答申、10月1日からの発効を予定しています。

また、各県での答申が9月9日までに出揃い、引き上げ額は10~30円、全国加重平均では時給730円となりました。しかし、月額に換算すると約11万6000円と相変わらずの低額です。また、10~30円の引き上げ幅となったことで地域間の格差はさらに拡大し、例えば沖縄と東京では179円(09年は169円)の差になります。また東京都の821円も、東京春闘共闘の試算による生活保護基準時給1490円を669円下回っています。

千代田春闘共闘では、最低賃金の要求として、「誰でも時給 1,000 円以上、日額 7,400 円以上、月額 160,000 円以上」を掲げ、全国一般では「全ての職場で 30 歳 30 万円」の要求を掲げていますが、年収 200 万以下の労働者が 1000 万人(全体の 16%)、賃金の低い非正規労働者が 1800 万人(全体の約 35%)に達している状況で、貧困化、消費不況が進行する事態を解消し、内需主導の経済回復を進めるうえでも、経営側の支払い能力論をうち破る最低賃金の大幅引き上げが必要です。

行動としては、4月16日(千代田総行動)、7月1日(中部春闘共闘の要請行動)で東京 基準局に対し東京都の最賃引き上げを申し入れました。また、第1次~第5次の最賃デー、東 京春闘共闘の自治体キャラバンに参加しました。

今後も、全国全産業一律最低賃金制度の法制化を求めて、3 つの共同と「最賃 5 原則」を守りながら取り組みを強化します。

「3つの共同」

- ①地域・単産組織や全国的なたたかいの共同を強めます。
- ②自治体、業界団体への要請を強め、地域最賃引き上げの運動を強めます。
- ③厚生労働省をはじめ、東京労基局、労基署をつうじて要請行動を行います。

「最賃5原則」

- I. 最低賃金は「生計費をもとに決定」すること。
- Ⅱ. 決定にあたっては「労使対等の原則」にたった労使同数の代表の交渉によること。
- Ⅲ. 最低賃金は全国全産業一律を基本とすること。
- IV. この決定に違反する者に対しては懲役を含む厳罰をもって対処すること。
- V. 決定された全国全産業一律最低賃金は、国の最低生活保障の基軸にすえ、生活保護等の 社会保障や農産物単価、下請け単価の決定の際にも下支えの基準にすること。

(3)消費税をなくすたたかい

消費税増税でたたかわれた 2007 年の参院選と昨年の総選挙、そして今回の参院選と政権与党が3度も大敗するという結果になりました。

この結果は有権者が庶民増税と社会保障削減に反対したものです。とりわけ今回は消費税増 税法案を今年度中に取りまとめると訴えた菅直人政権への厳しい審判です。今後、消費税増税 をめぐる超党派協議の動きに警戒する必要があります。財界の支援を受ける民主・自民両党は 消費税増税では法人税減税をセットにしており、同根と言えます。

応能負担の原則とすべての税金は福祉に充てるという憲法にそった税金の取り方、使い方を 徹底すれば消費税増税は必要ありません。そして消費税に頼らなくても財源はあります。軍事 費や、政党助成金など歳出のムダの削減、大企業に対する法人税の優遇や、証券優遇税の是正、 大金持ちに儲けの応分の負担をしてもらうことも必要です。景気を良くすることも重要です。 最低賃金を大幅に上げ、正規雇用を当たり前にし、ワーキングプアをなくし、社会保障を拡充 するなどをすれば所得が増え、個人消費が増えます。国民のふところを温めることで、景気が 回復に向かい税収などを増やすことができます。

消費税増税をめぐる状況は今回の参院選挙で民主党敗北の結果当初想定した消費税増税スケジュールに痛打を与えていますが、民主与党、自民党の増税派院内勢力が増大し危険な状況が生まれています。又、財界、日本経団連も消費税増税の政策遂行へ圧力をかけています。

「消費税をなくす千代田の会」と千代田春闘共闘は2005年10月より毎月第3木曜日にお茶の水駅頭で宣伝行動を行って来ました。この1年の参加者は延べ65人(昨年75人)、3.12重税反対全国統一行動では麹町、神田税務署に要請行動を取り組みました。

政府与党は消費税増税案の年度内取りまとめは、2011年度以降への先送りを示唆しています、この状況下で消費税をなくす運動がさらに重要になって来ています。

「消費税をなくす千代田の会」の体制強化と、世論をかえていく署名宣伝行動などを広げ、 また、政治を変えるたたかいを持続的に大きく広げる事など取り組んでいきます。

(4) いのちと健康をまもるたたかい

東京大気裁判は、07 年8月に和解が成立し解決金の確保とともに、都民のぜん息患者の治療費無料化を勝ち取りました。この制度は08年8月1日から実施され、大気汚染被害者の救済策としての役割を発揮しています。

裁判は終わったものの、環境を守らせるよう東京大気裁判の原告らを中心につくられた、「東京あおぞら連絡会」は運動を継続しています。東京中のぜん息患者に医療費無料化を引き続き知らせ、認定申請の呼びかけを行い、患者に認定更新手続きの簡便さと周知策を医療機関に働きかけをします。東京都大気汚染医療費助成認定件数は、49,249件(4月末現在・18歳以上)になり、運動は広がっています。

大気中に存在する微小粒子状物質・PM2.5が健康に悪影響を及ぼすことが判明し、主要幹線 道路の実態調査として、大気汚染カプセル調査に協力していきます。「千代田あおぞら懇談会」 は2月6日土曜日に千代田区の環境交通推進協議会が2010年1月16日から2月14日の土日 祝日、社会実験のために設置した神田美土代町と神田3丁目間の自転車専用レーンの調査を行いました。

土曜日の昼間は歩道、車道とも交通量が少なく、自転車専用レーンの必要性の効果が判明せず、平日に行うべきではないかと疑問視されています。また、このときの調査をもとに、東京都に対して岩本町交差点に自動車排ガス測定局を設置するよう、要求しています。

じん肺闘争では3月に新北海道じん肺訴訟判決が札幌地裁から言い渡され、原告側が勝訴し確定しました。5月には大阪泉南アスベスト訴訟、西日本石炭じん肺訴訟の判決が出されました。前者は初めて国のアスベスト加害責任を認める画期的な判決でした。後者は日鉄鉱業に対する29件目となる判決となりましたが、同社は、いっさい解決に応じようとしていません。

薬害・イレッサのたたかいも大詰めを迎えようとしています。水俣病患者の全員・完全救済を求めるたたかいも山場となっています。さらに、B型肝炎訴訟のたたかいなど公害・薬害の根絶と被害者救済のたたかいを強める必要があります。

(5) 憲法改悪阻止、平和と民主主義をまもるたたかい

昨年の総選挙で国民の大きな期待を受けて誕生した鳩山内閣はわずか9ヶ月で退陣となりました。沖縄・普天間基地問題で迷走したり、「後期高齢者医療廃止」など国民が求める政治に反する行動にたいして、"期待"は一気に"失望"に変わり、今年の参議院議員選挙では民主党の議席の大幅減という結果につながりました。それと同時に、国民の「二大政党」離れも明らかになっています。民主党もダメだけど自民党には戻れない、国民の模索が続いています。

沖縄の普天間基地移転反対の運動は、名護市長選挙での基地反対派の勝利に続き、沖縄県民全体に「県内移設反対」の声として高まりました。しかしこれを無視して日米合意に基づく辺野古移転を押し付けようとすることに県民の怒りが爆発し、県議会全会派も参加する県民大集会に9万人以上が参加するまでにいたりました。新たな移転先として奄美大島などの案も持ち上がり、そこでも米軍基地移転に反対する住民が立ち上がっています。

憲法よりも安保を優先する日本政府の進める米軍基地の国内たらいまわしに国民の多くが 疑問を持ち始めています。そして「日米安保条約」改定から50年という節目の年を迎えて、大 きく変わってきている安保の役割を見つめなおし、これからの日米関係のあり方を考えようと、 9月22日に全労連会館において「第19回千代田平和集会」が開催されました。今年のテーマ は「日米安保50年—経済と平和に何をもたらしたか?」として、増田正人法政大学教授に講演 をお願いしました。軍事的な側面だけで論じられることの多い安保条約が、経済にも大きな影響を与えていることを明らかにし、安保を解消することが日本経済にとっても必要なことを解 明していただきました。

5月に行われた核拡散防止 (NPT) 再検討会議に向けて核兵器の廃絶をめぐる世論が大きく盛り上がりました。議長に対する署名は700万筆にも上り、会議でも大きな注目を集めました。区労協でも毎月の69行動や各単組での取り組みだけでなく、署名ハガキ付リーフレットの1万枚全戸配布などの独自の行動に取り組みました。

このような取り組みは都内でも例がないと署名推進連絡会などで評判となりました。会議の 開催中は、被爆者や市民運動の代表が数百人もニューヨークに集まり、原爆展や署名活動、パーフォーマンスなどで核兵器の廃絶を訴えました。被爆国でありながら会議では十分な役割を 果たさなかった日本政府とは対照的なことです。こうした市民運動の取組は決議文にも盛り込まれるほどの重要な影響を与えました。

消費税増税論議が巻き起こるなか、国会議員も身を削ると称して、議員定数の削減がもくろまれています。しかも削減対象とされるのは民意をより反映する比例定数部分です。仮に民主党案の80削減を前回の総選挙で当てはめれば、95%が自民党と民主党の議員で占められ、民意を大きくゆがめることになります。小選挙区制の害悪を残したまま、定数削減を許してしまえば、国会は国民の声がますます届かないものになってしまいます。

国家公務員が休日に政党ビラを配布したことが国家公務員法で禁じられた政党活動に当たるとして一審で有罪判決となった堀越さんの裁判で、画期的な無罪判決が出されました。3月29日に東京高等裁判所で出された判決では、「公務員の政治活動の禁止は世界標準と比較してあまりにも制約が多すぎるので見直すべき。」と述べ、私たちが千代田総行動などで繰り返し

人事院に求めてきた人事院規則の改正とも合致するものです。現在最高裁で審理されていますが、無罪となった堀越さんの事件と一審・二審とも有罪となった世田谷の宇治橋さんの事件が同じ第2小法廷となっており、ともに無罪を求める運動を広げていく必要があります。

憲法と平和と民主主義を守るため、千代田九条の会や平和と民主主義を推進する千代田の会などとも連携して、今後も運動をすすめます。

(6) 争議組合・争議団の勝利を勝ち取るたたかい

10年度は、判例タイムス、東和システム、昭和シェル(賃金昇格差別)、第一商業銀行、サンエツ金属、日動外勤の争議が解決、前進しました。そして、国鉄闘争は23年の闘いを経て政治解決が実現しました。

[明治乳業争議団] 最高裁の不当決定を乗り越え、市川工場事件が東京高裁によって確定した「有意な格差」を武器に、経営統合後の明治製菓・明治乳業に向けて、差別賃金の是正を求めて闘っています。都労委の全国事件では差別、不当労働行為が次々と明らかにされ、勝利命令を勝ち取るため運動を進めています。

[東和システム]「名ばかり管理職」事件については、本年1月に未払い残業代が支払われましたが、その後会社は原告3名を降格し手当てを減額し、仕事を干す嫌がらせを行っており、引き続きこれらの差別撤回を求め闘っています。6月18日に報告集会が開催され、約100名が参加しました。

[じん肺闘争] 5月19日に大阪泉南アスベスト訴訟、西日本石炭じん肺訴訟の判決が出され、前者は初めて国のアスベスト加害責任を認める画期的な判決でした。後者は日鉄鉱業に対する29件目となる判決となりましたが、未だに患者、家族に謝罪せず、解決に応じていません。

[昭和シェル石油] 女性差別事件が最高裁で確定しましたが、会社は差別はないと開き直り 謝罪もしていません。賃金差別については、5月13日に高裁で地裁判決を取り消す逆転全面 勝利判決が出されました。差別是正実現にむけ闘っています。

[第一商業銀行] 台湾系の銀行で、2005 年夏に一時金を大幅に減額され、生活を守るために組合を結成した前野さんに対し、職場内でのつるしあげ、警告書の乱発等のパワハラが行われました。さらに、ストレスによりうつ病を発症し療養中であった 2007 年 11 月に、不当解雇を行いました。東京地裁へ提訴し、毎月2回の社前宣伝行動で解雇、差別撤回を求めて闘い、7月16日和解が成立しました。うつ病の労災認定の闘いが継続されています。

[サンエツ金属] 上司とのささいな言動により「始末書」を提出後、昨年5月24日に解雇された金子さんは、在職中に全国一般に個人加盟、公然化し、会社の団交拒否に対し都労委、地裁で闘いを進めました。そして、本社のある富山県労連の協力も得て、6月14日、解雇撤回、金銭解決を実現しました。

千代田争議団はこれに加えて、少年写真新聞社が参加しています。

その他、地域で闘う争議の状況は以下の通りです。

日動外勤争議は、東京海上との合併時、組織問題に端を発した争議で、外勤制廃止、組合否認攻撃をはねのけ、全損保の組織と外勤職の雇用と権利を守る闘いを進めてきました。2月3日に東京地裁で、原告41名が正社員として定年まで雇用を確保する和解が成立しました。

判例タイムズ争議は、判例情報を扱う出版社で、ワンマン社長の下、不当解雇、職場でのつるし上げという、犯罪に近い攻撃が二年に亘り続けられました。争議団の一人は病気休職を余

儀なくされましたが、単産、地域の支えで社前行動や法廷闘争を展開し、3月24日に地裁で和解が成立しました。

毎日新聞関町販売店の押し紙裁判は、東京地裁で仮処分が不当な決定となり、本訴を闘っています。

教育会館争議は、課題を残しつつも地裁で和解が成立しましたが、和解をきちんと履行させるための監視が必要となっています。

国鉄闘争は、4月9日に「JR不採用問題」の政府和解案が示され6月28日に和解が成立、和解金および団体加算金(総額約200億円)は既に振り込まれました。国鉄闘争と連絡する千代田・中央の会では6月23日に報告集会を開催し、45名が参加しました。今後は、約200名のJRへの雇用を求める取り組みについて、引き続き国鉄闘争を勝利させる千代田・中央区行動委員会に結集し支援を継続します。

争議はその時々の政治・経済政策と私たち労働者・国民との鋭い対決点です。その最前線にいるのが争議組合・争議団です。夏冬の物販・カンパは若干売上が減少しており、取り組みを強化し、争議団を物心両面から支え、勝利させることが大切です。千代田区労協は千代田争議団との協力共同を「4つの基本」「3つの必要条件」を基本に闘いを発展させていきます。

- *4つの基本/①争議団の団結強化 ②職場からのたたかい ③共闘の強化 ④法廷闘争の強化
 - *3つの必要条件/①要求の明確化 ②情勢分析の明確化 ③敵を明確化
 - (7) 文化、スポーツの取り組み

3月 20日から 22日まで、第 17 回千代田スキーパーティ(野沢温泉)を開催し、6名が交流しました。千代田写真展(いきいきプラザー番町区民ギャラリー)については、第 15 回を 11 月 30 日から 12 月 6 日まで、第 16 回を 5 月 23 日から 29 日まで開催しました。第 16 回は「第 2 回ちよだピースフェスタ」と連動した企画として取り組まれました。

平和集会の取り組みの一環として位置づけられた、ピースフェスタはカスケードホールで開催、音楽、ダンス、落語などを通じて平和への思いを共有、110名が参加しました。

また、東京芸術座の『蟹工船』について、千代田統一観劇日を設定し、広く参加を呼びかけました。当日は公演後、劇団員を交えての交流会を開催しました。

今後もひきつづいて、各種取り組みを強めます。

4、たたかいのすすめ方

大幅賃上げ、全国一律最低賃金制度確立、労働法制改悪反対、労働時間短縮、減税、消費税 増税反対、社会保障制度改善、人べらし「合理化」反対、労働基本権回復、憲法改悪反対、平 和・民主主義を守るたたかい、教育・教科書問題など、全労働者、国民共通の要求実現のたた かいは、千代田区春闘共闘委員会を基軸にすすめます。

千代田区春闘共闘委員会の設置および組織運営はつぎのようにおこないます。

①千代田区春闘共闘委員会の設置

各単産の地域組織、千代田区労連、千代田争議団、各民主団体、区労協未加盟組合にも広く 呼びかけ、千代田区春闘共闘委員会を設置します。

②千代田区春闘共闘委員会の任務

労働者・国民の要求実現をめざして、共同行動を国会、政府各省<u>庁</u>、財界団体、独占企業本 社、および自治体などに対して運動を組織します。たたかいの山場には、区内の労働者と民主 勢力が総決起する「千代田総行動」を配置してたたかいます。

③千代田区春闘共闘委員会の組織運営

加盟単組団体の代表者からなる単組代表者会議を意思決定機関とします。幹事会体制は、区 労協四役と各参加団体の代表者によって構成します。

④ブロック春闘共闘の設置と役割

春闘共闘全体の運動を、地域、職場のすみずみまで浸透させるために、区労協の4ブロックに春闘共闘を設置します。幹事体制および機関運営は、春闘共闘に準じて行います。ブロック春闘共闘の役割は、春闘をたたかう近隣の労働組合がお互いにはげましあいながら、手をつなぎあえるように、交流やオルグ活動を日常的・系統的に強め、春闘共闘全体として取り組み、統一オルグ、統一宣伝などの諸行動、および「千代田総行動」の主力部隊としての役割を担います。

⑤各産別地域組織、中部春闘との連携

地域での共同行動の発展にとって、地域の産業別組織と春闘共闘は車の両輪のようにかみ合わせてすすめることが必要です。各代表が春闘共闘の幹事の任務についてもらうほかに、お互いの意思疎通をよりいっそうはかるため、随時、懇談会などを開くよう努めます。また、一致する課題では日本MIC、金融共闘、東京国公などの単産とも共同行動をすすめます。さらに、中部春闘共闘会議の発展・強化をめざし、中央区春闘共闘との連携を強めます。

⑥未組織労働者との連携

国民春闘路線を発展させる立場から、未組織労働者や住民各層に対する働きかけを強め、駅 頭宣伝、全戸配布、国民的要求をかかげた署名行動などに取り組みます。

⑦区労協加盟組合や区内未組織労働者からの支援・共闘の申し入れ、および千代田区を主戦場にたたかう全国各地の争議組合、争議団からの支援要請については、常任幹事会の議をへて、当該労働者・労働組合・争議団の主体的力量が強化され発揮できるよう十分配慮して支援・共闘をすすめます。

5、たたかいの目標

(1)生活と権利を守り「合理化」に反対するたたかい

- 1. 政府の大企業奉仕の政策を国民本位のものに転換させよう。労働者・国民犠牲の政策を許さず、国民いじめの構造改革・規制緩和をやめさせよう。
- 2. 軍拡と国民収奪の臨調「行革」路線、地方「行革」路線に反対し、国民ののぞむ真の行財政改革をかちとろう。
 - 3. 郵政民営化によるサービス低下を許さず、国民の共有財産を守ろう。
 - 4. 銀行業界への公的資金導入をやめさせよう。
 - 5. 賃金抑制攻撃をはねかえして大幅賃上げをたたかいとろう。
 - 6. 公務員賃金の改善をかちとろう。
 - 7. 成果主義賃金制度導入に反対し、差別賃金制度を撤廃しよう。
- 8. 地域最賃を時間給 1000 円以上、日額 7400 円以上、月額 16 万円以上に引き上げさせよう。全国一律最低賃金制を確立しよう。
 - 9. 公共料金の引き上げをはじめ物価値上げ阻止し、インフレ政策をやめさせよう。
- 10. 消費税増税反対・サラリーマン増税反対。大企業への減免税措置撤廃など不公平税制の是正と所得税・住民税の大幅減税をかちとろう。
 - 11. 年金改悪に反対し、安心して老後の生活ができる年金制度を確立しよう。
- 12. 医療保険制度改悪・混合診療解禁反対。安心してかかれる医療制度を作ろう。後期高齢者医療制度の撤廃をかちとろう。
 - 13. 育児休暇と介護・看護休暇制度を確立・拡充しよう。
- 14. JRの公共鉄道事業の復元をかちとり、利用者の安全と利便性を守ろう。闘争団の雇用 確保を前進させよう。
- 15. 首切り「合理化」をはじめとしたリストラの名による労働者攻撃をやめさせよう。「解雇規制法」を制定させよう。
 - 16. 定員削減、単身赴任、不当配転など労働者への権利侵害をやめさせよう。
- 17. 時間外労働規制、深夜残業廃止、サービス残業をなくさせる取り組みを強化し労働時間 短縮をかちとろう。
- 18. 週 35 時間労働制、完全週休 2 日制、年間実労働時間 1800 時間以下を確立しよう。区内の全職場で国民祝日の完全有給化、メーデー有給休日、初年度 14 日以上の年次有給休暇をかちとろう。
- 19. 企業内および産業別の雇用保障協定をかちとり、雇用保障制度を確立しよう。すべての失業者に仕事と生活を保障させよう。
 - 20. 労働者保護を支柱とした労働基準法の無力化をはかる労働契約法に反対しよう。
- 21. ホワイトカラー労働者を労働時間規制の適用除外するホワイトカラーエグゼンプションの導入に反対しよう。
 - 22. 日雇い派遣の廃止など、労働者派遣法の抜本改正をかちとろう。
- 23. 労働者派遣制度を職場の欠員を補充する手段として活用させないため、すべての職場での欠員補充をかちとろう。
 - 24. 職場に現存する男女差別、労基法違反をなくす取り組み、撤廃された女子保護規定の問

題など、男女が平等に健康で働きつづけられる制度をかちとろう。

- 25. 中高年労働者の働く権利を守るため、定年延長、再雇用制度の確立など、雇用の機会を拡大しよう。
- 26. 労働災害、じん肺などの職業病の絶滅、予防、補償の完全実施をかちとろう。メンタル問題の対策を強めさせ、過労死、自殺をなくそう。療養途中の解雇を阻止し、職場復帰を促進させよう。
- 27. 労働行政の反動化に反対し労働者保護に徹した民主的行政を要求し、労働基準監督官を増員させよう。労安法、労災法をはじめ関係法令、通達を改善させよう。
- 28. 官公労働者のスト権、団交権の完全回復をかちとろう。不当処分をやめさせ、実損を回復させよう。
 - 29. 公務労働者の労働基本権をかちとろう。
 - 30. すべての争議団の全面勝利をかちとろう。
 - 31. 中小企業労働者の労働条件を改善し、政府・独占の中小企業破壊政策をやめさせよう。
 - 32. 大量の低家賃住宅を建てさせよう。
 - 33. 市街地区域内農地への宅地並み課税に反対しよう。
 - 34. 主食、水産物、農畜産物など国民食糧の自給、安全と安定供給を要求しよう。
- 35. 地球環境問題やすべての公害根絶・恒久対策を実現させ、国民のいのちと健康を守りぬこう。京都議定書を発効させよう。
- 36. 血友病HIVやヤコブ病、肝炎、イレッサなどあとをたたない薬害の根絶の取り組みを強めよう。また、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモン問題、アスベスト汚染問題、大気汚染の問題などに取り組もう。
 - 37. 千代田区内に勤労福祉会館をつくらせよう。
 - 38. 区・企業の防災対策を強化させよう。
- 39. 固定資産税評価の抜本見直しをかちとろう。区内の緑とひろばをひろげ、千代田区を住みよく働きやすいまちにするため、住民とともに考え、住民との共闘を強めよう。保育園の民営化に反対してたたかおう。
- 40. 政府·財界の思想攻撃をはねかえし、職場からたたかう労働組合の統一と団結をかちと ろう。

(2) 平和と民主主義を守るたたかい

- 1. 憲法改悪反対の運動を強化しよう。改憲手続き法ともいえる国民投票法の発動に反対しよう。有事3法、テロ特措法、イラク特措法、海賊法を実効ないものにするため、たたかいを強化しよう。
- 2. 改悪教育基本法に基づく教育行政を監視し、子どもたちを大切にする教育を実現させよう.
 - 3. 日米安保条約廃棄のたたかいを強めよう。基地撤去の運動を強化しよう。
- 4. 軍事費や在日米軍の費用負担(思いやり予算)を削減・中止させよう。日米地位協定の 見直しをすすめよう。米軍用地の強制使用を半永久的にした「特措法」を廃止させよう。
- 5. アジア·太平洋各国の戦争被害者、とくに元従軍慰安婦や強制労働者に対し、正当な国家補償をさせよう。
 - 6. 核戦争阻止、核兵器完全廃絶のたたかいを強めよう。

- 7. 核艦船の日本寄港に反対し、いっさいの核持ち込みを阻止しよう。
- 8. 千代田区の「非核・平和都市宣言」の精神を生かし、積極的に平和事業を実現し参加していこう。
- 9.ソマリア海およびインド洋から自衛隊を撤退させよう。武器禁輸三原則を堅持させよう。 憲法違反の自衛隊の増強に反対しよう。
- 10. すべての核兵器の実験、製造、貯蔵、使用の国際禁止協定をかちとり、被爆者援護法を即時制定させよう。原水禁運動の統一をかちとろう。
 - 11. 日本の危険な原発政策の見直しやエネルギー政策の再検討を求める運動に取り組もう。
- 12. メディア規制法に反対しよう。警察拘禁二法の立法化、刑法・少年法改悪、靖国神社などすべての反動立法に反対しよう。
- 13. 小選挙区制・政党助成法を撤廃させる取り組みを強めよう。政党法導入のたくらみに対しては、断固反対してたたかおう。民意をゆがめる国会議員の比例定数削減に反対しよう。
- 14. 国民主権の原則や表現の自由の立場から、選挙活動の自由をかちとろう。そのために公職選挙法による、戸別訪問の禁止、立会演説の廃止、文書図画の規制に対する改善を勝ち取ろう。
- 15. 司法反動に反対し、民主主義を守りぬこう。最高裁裁判官国民審査制度の改正をかちとろう。
- 16. 教科書の検定強化、教育・文化の反動化、軍国主義化に反対し、真実の報道、言論・出版・集会の自由を守ろう。
- 17. 沖縄戦における集団自決の軍関与を否定する教科書検定を許さず、大江・岩波裁判の支援を強めよう。
- 18. 「新しい歴史教科書をつくる会」の歴史・公民教科書を子どもたちにわたさないよう運動を強めよう。
- 19. 日の丸・君が代の押し付けをやめさせ、押し付けに反対した教師らに対する処分を撤回させよう。憲法違反の「靖国公式参拝」をやめさせよう。
 - 20. 再販制を堅持するため、ひきつづき運動を強めよう。
 - 21. 国公法による選挙弾圧をやめさせよう。憲法違反の国公法の条文を廃止させよう。
 - 22. 基本的人権、結社の自由、団結権・争議権などを侵害する共謀罪を廃案にしよう。
- 23. 憲法違反の破壊活動防止法を廃止させよう。また、プライバシー保護の点から問題の多い盗聴法や住民基本台帳法に反対しよう。
- 24. 公安条例・拡声機規制条例撤廃、労働運動・民主運動に対する権力の介入、弾圧反対、ビラまき・ビラはり・集会・デモ行進などの自由をかちとろう。
 - 25. 広範な都民や区民、区内民主勢力の団結の力で革新都政および区政の実現をめざそう。

(3)組織を強化するたたかい

- 1. 組合民主主義を確立し、民主的労働組合をつくりあげよう。
- 2. すべての未組織労働者のたたかいを援助し、労働組合に組織しよう。
- 3. 区内のすべての労働組合を結集し、区労協を名実ともに全労働者を代表する組織として強化しよう。
 - 4. 産業別地域組織との連携をつよめ、産業別統一闘争の発展を地域から強化しよう。

6、たたかいのかまえ

(1)組織の拡大

①未加盟組合の加盟促進

この1年、新たな加盟は1組合にとどまりました。その一方で組合員がいなくなったなどの理由で、4組合が脱退となりました。今日の情勢のもとで、区労協が真に区内の労働組合のセンターとして、よりいっそうの役割を発揮するためには、区労協組織の拡大強化が不可欠な課題です。以下の取り組みをおこないます。

- I. 重点組合の設定と加盟オルグ行動を行います。
- Ⅱ. 区労協の運動を宣伝し、たえず共同行動への参加を呼びかけます。
- Ⅲ. 各産別地域組織と連携を密にします。
- IV. 春闘共闘加盟のオルグも積極的に行います。

②未組織の組織化

未組織の仲間のたたかいを支援し、その組織化をすすめる事業は、労働戦線の統一をめざす 基本的課題のひとつです。以下の取り組みをおこないます。

- I. 各ブロックで未組織ビラ宣伝行動を行います。
- Ⅱ. 産別地域組織と連携を強め宣伝を行います。
- Ⅲ. ホームページで宣伝を行っていきます。

(2)組織の強化

①常任幹事会の執行体制の強化

区労協の果たすべき役割が増すにともなって、執行機関である常任幹事会の団結強化と指導性の発揮がいっそう求められます。このことを自覚して、常任幹事の結集を強めるとともに、三役会議および事務局会議の充実、各ブロック、専門部の責任体制を明確にした幹事会運営につとめます。

②他団体との連携

区内民主団体、住民団体、中央区労協との連携をはかります。また、法律事務所との情報交換、連携強化のための懇談会開催も進めていきます。

③財政の確立

区労協の組織状況は、ここ数年、リストラや定年退職などによる脱退などで大変きびしいしいものがあります。財政確立のためにも、新規加盟組合の促進を追求します。

また、労金振り込み制による会費の当月納入が、全組合に定着するように努力します。

(3)ブロック体制の強化

区労協の運動を大衆的に発展させるため、日常的に行き来できるブロックの規模で交流や相互支援をおこなえるような体制をつくることが重要です。このために、全ブロックが幹事会体制をいっそう強化するするとともに、ブロック会議を定例化するなど、活動の継続性をさらに強めていく必要があります。ブロック会議は麹町ブロックで定例化していますが、他のブロックでは開けない状態となっており改善が求められます。

全ブロックにおいて会議を開催することや、一つでも多くの組合が参加できるように会議の 連絡体制を強化、オルグ活動を強化するなど会議への結集を強めていく必要があります。また、 ブロック独自の活動の取り組みを進めていきます。今年度もこうした課題を実現させ、活動の 発展を期して以下の点を重点に取り組みます。

- ①常任幹事を中心にブロック三役体制を確立します。
- ②ブロック会議のオルグ活動を強化します。
- ③ブロック総会を開催し、年間方針および春闘方針を策定し行動します。
- ④ブロック活動を身近に感じる運動づくりからも、ブロックニュースを発行します。
- ⑤ブロックの幹事の合同会議を適宜開催し、運動の交流をはかります。

(4)専門部体制の強化

★組織部★

この1年、千代田総行動の朝ビラで未組織への宣伝を行いました。加盟促進のオルグは不十分でしたが、今期は次の方針で取り組みます。

[未加盟組合対策]

- ①ブロック総会、春闘討論集会など機会をとらえてオルグ活動をおこない、未加盟組合の参加を要請する。
 - ②ブロックごとに春闘前までにリストを作成し、加盟促進行動を計画する。
 - ③各単産との連携を密にして交流をはかる。
 - ④区労協主催の未加盟組合懇談会を年1回開催する。

「未組織対策〕

- ①各単産との連携で今期の重点未組織労働者のリストを作成します。
- ②区労協独自のビラ配布行動、各単産との共同で未組織ビラ配布行動をおこないます。
- ③組織問題についての学習会を開催する。

★教宣部★

機関紙を4回発行しました。年末一時金と春闘での要求・回答情報の発行など改善が求められます。総行動のビラ、消費税増税反対のビラ、69 行動のビラ、ピースフェスタ、平和集会の宣伝ビラなどについての教宣部としての役割を果たしました。今期は次の方針を掲げて取り組みます。

- ①機関紙の毎月発行をめざします。
- ②ホームページの内容を充実させていきます。
- ③部会を開き、取り組みを強めます。

★争議対策部★

この1年、判例タイムス、東和システム、昭和シェル(賃金昇格差別)、第一商業銀行、サンエツ金属、日動外勤の争議が解決、前進しました。そして、国鉄闘争は23年の闘いを経て政治解決が実現しました。引き続いて千代田争議団への参加、各支援共闘会議に参加するなど取り組みをすすめる必要があります。

- ②千代田争議団との連携を強めます。
- ③争議状況を知ってもらうために、区労協機関紙の活用を図るとともに、各争議団とも連携 して取り組みをすすめます。
 - ④千代田争議団の物販・カンパ活動の支援をいっそう強めます。

★文化部★

千代田文化実行員会や文化団体の協力を得ながら、演劇など職場に広げる取り組みをおこないました。しかし、部会は開きませんでした。今期も写真展、ピースフェスタ、スキーなどに

取り組みます。また、部会を開き取り組みの具体化をすすめます。

(5)共闘と連帯

- ①区労協の長年にわたる戦闘的伝統を地域の運動に生かしていくために、要求の実現に向けて、要求が一致するあらゆる労働組合や市民団体、千代田区議会の会派との共闘、統一行動を 積極果敢にすすめます。
- ②国民生活を守り抜くとともに、民主主義の擁護と日本の平和、安全をかちとるために、広 範な民主勢力を結集した巨大な戦線をつくりあげ、政治の革新をめざしていきます。運動を進 めるに当たっては、討論の機会を持つなどして加盟組合の自主性を尊重します。
- ③区内の民主勢力との共闘をすすめるにあたっては、一定の自己規律と秩序を維持し、いわゆる暴力集団とは共闘しない方針で臨みます。